

佐賀県告示第 51 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和元年 7 月 31 日から適用する。

令和元年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 204 号	伊万里市木須町字宮ノ前 3773 番 1 地先から 伊万里市松島町字搦 772 番 1 地先まで
一般国道 207 号	鹿島市大字高津原字三本松 3195 番 3 地先から 鹿島市大字高津原字西坂 1412 番地先まで
一般国道 264 号	佐賀市八丁畷町 17 番 4 地先から 佐賀市成章町 171 番 1 地先まで
一般国道 444 号	佐賀市川副町大字鹿江字四反田籠 1005 番 2 地先から 佐賀市川副町大字鹿江字道久籠 960 番 8 地先まで
県道 佐賀川副線	佐賀市南佐賀一丁目 711 番 1 地先から 佐賀市川副町大字鹿江字四反田籠 1005 番 2 地先まで
	佐賀市川副町大字鹿江字道久籠 960 番 8 地先から 佐賀市川副町大字犬井道字国造搦 9476 番 188 地先まで
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字熊三郎 678 番 1 地先から 鹿島市大字高津原字三本松 3259 番 1 地先まで
	鹿島市大字高津原字三本松 3104 番 8 地先から 嬉野市嬉野町大字下宿甲 4712 番 3 地先まで
県道 西与賀佐賀線	佐賀市本庄町大字本庄字十五畷 1 番地先から 佐賀市与賀町字川原小路 148 番 3 地先まで
県道 基山平等寺筑紫 野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾 2474 番 2 地先から 三養基郡基山町大字園部字立花 2438 番地先まで
県道 東与賀佐賀線	佐賀市本庄町大字本庄字一本黒木十三角 195 番 14 地先 から 佐賀市本庄町大字本庄字十五畷 1 番地先まで

県道 九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘八丁目 1 番地先から 鳥栖市弥生が丘八丁目 6 番地先まで
県道 相知巖木線	唐津市相知町鷹取字下原 1930 番 2 地先から 唐津市巖木町牧瀬字成川内 679 番 1 地先まで

## 2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は次の通行方法によらなければならない。

### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。